

弥富市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 7 月 16 日策定
令和 6 年 7 月 30 日変更
弥 富 市 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

ついては、法第 7 条第 1 項に基づき、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めることができるよう、弥富市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 5 条第 1 項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する弥富市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内農地面積（A）	遊休農地面積（B）	遊休農地の割合 （B/A）
現 状 （令和 6 年 7 月）	ha 1,794	ha 0	% 0
次回改選時の目標 （令和 8 年 7 月）	ha 1,758	ha 0	% 0
目 標 （令和 16 年 7 月）	ha 1,722	ha 0	% 0

※現状管内農地面積は、農業委員会が保管する農地基本台帳より、現況地目が田及び畑の集計値とする。

※目標設定の考え方としては、現状の遊休農地面積を最終目標年月まで維持していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構及びあいち海部農業協同組合との連携により、農地中間管理事業の活用を促進する。

ウ 利用状況調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、遊休農地や違反転用等の早期発見に努める。

エ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、遊休農地や違反転用等の発生防止・解消に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 6 年 7 月)	ha 1,794	ha 810	% 45
次回改選時の目標 (令和 8 年 7 月)	ha 1,758	ha 967	% 55
目 標 (令和 16 年 7 月)	ha 1,722	ha 1,378	% 80

※現状管内農地面積は、農業委員会が保管する農地基本台帳より、現況地目が田及び畑の集計値とする。

※市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、担い手への農地利用集積率は 80%を目標としている。

※集積面積は、担い手が利用集積をしている面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農地中間管理機構及びあいち海部農業協同組合との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利

用の集積・集約化を推進する。

イ 農業委員会として、「地域計画」の見直しに積極的に取り組む。

ウ 農地中間管理機構の事業について、積極的な周知に努める。

エ 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換を推進する。

オ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

カ 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) 新規参入者取得面積	新規参入者数(法人) 新規参入者取得面積
現 状 (令和6年7月)	1 人 0. 2 ha	2 人 2. 2 ha
次回改選時の目標 (令和8年7月)	2 人 0. 4 ha	1 人 1. 0 ha
目 標 (令和16年7月)	6 人 1. 2 ha	3 人 3. 0 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 農業委員は、参入希望者（法人を含む。）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

ウ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、新規参入の促進に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

弥富市において作成される「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、弥富市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ア 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- イ 農家への声掛け等による意向把握
- ウ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- エ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- オ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力